

資料

(令和2年度第6回上越市地域公共交通活性化協議会)

上越市地域公共交通活性化協議会会則（案）

（名称）

第 1 条 本会は、上越市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方について総合的な検討、合意形成、計画作成、連絡調整及び協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。

合わせて、生活交通の存続が困難な地域における公共交通の確保・維持・改善に必要な計画作成を行うことを目的とする。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 活性化法に関すること

- ア 活性化法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- イ 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整及び協議を行うことに関する事項

(2) 運送法に関すること

- ア 運送法第 9 条に規定する地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- イ 運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送のうち運送法施行規則第 49 条第 1 項第 1 号に規定する交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項

(3) 公共交通の維持・確保・改善に関すること

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項に規定する事業に関すること。

(4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる人により構成する。

- (1) 上越市企画政策部長又はその指名する人
- (2) 公共交通事業者等の代表者又はその指名する人
- (3) 運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業者等の代表者又はその指名する人
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路管理者又はその指名する人
- (5) 新潟県警察上越警察署長又はその指名する人
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名する人
- (8) 新潟県交通政策局長又はその指名する人
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する人
- (10) 学識経験を有する人
- (11) その他協議会が必要と認める人

3 第2項第1号から第5号まで及び同項第7号から第9号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、第4条第2項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監査委員)

第6条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 協議会の委員の任期は、2年以内で第3条に規定する協議事項の協議に必要な期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全員の賛成をもってこれを決する。
- 4 会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により議決を行うことができる。
- 5 前項の規定により、書面により議決を行うときは、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5. (3)会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
- 7 協議会の会議は、原則として公開とする。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の運営にあたり必要な事項その他協議会が必要と認める事項を処理する。
- 3 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第10条 協議会及び部会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

- 第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実行に努めるものとする。
- 2 協議会において協議が調ったときは、関係者に対して証明書（別記様式）を発行することができる。

(財務)

第12条 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、上越市交通政策課に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 地域公共交通及び有償運送に関する相談、苦情、その他通報等に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定める。

(地域公共交通及び有償運送に関する窓口)

上越市企画政策部交通政策課

電 話 025-545-9207

ファックス 025-543-2876

(報酬及び費用弁償)

第14条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成20年7月25日から施行する。

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成23年6月6日から施行する。

この会則は、平成24年3月26日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成24年7月25日から施行する。

この会則は、平成26年12月25日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

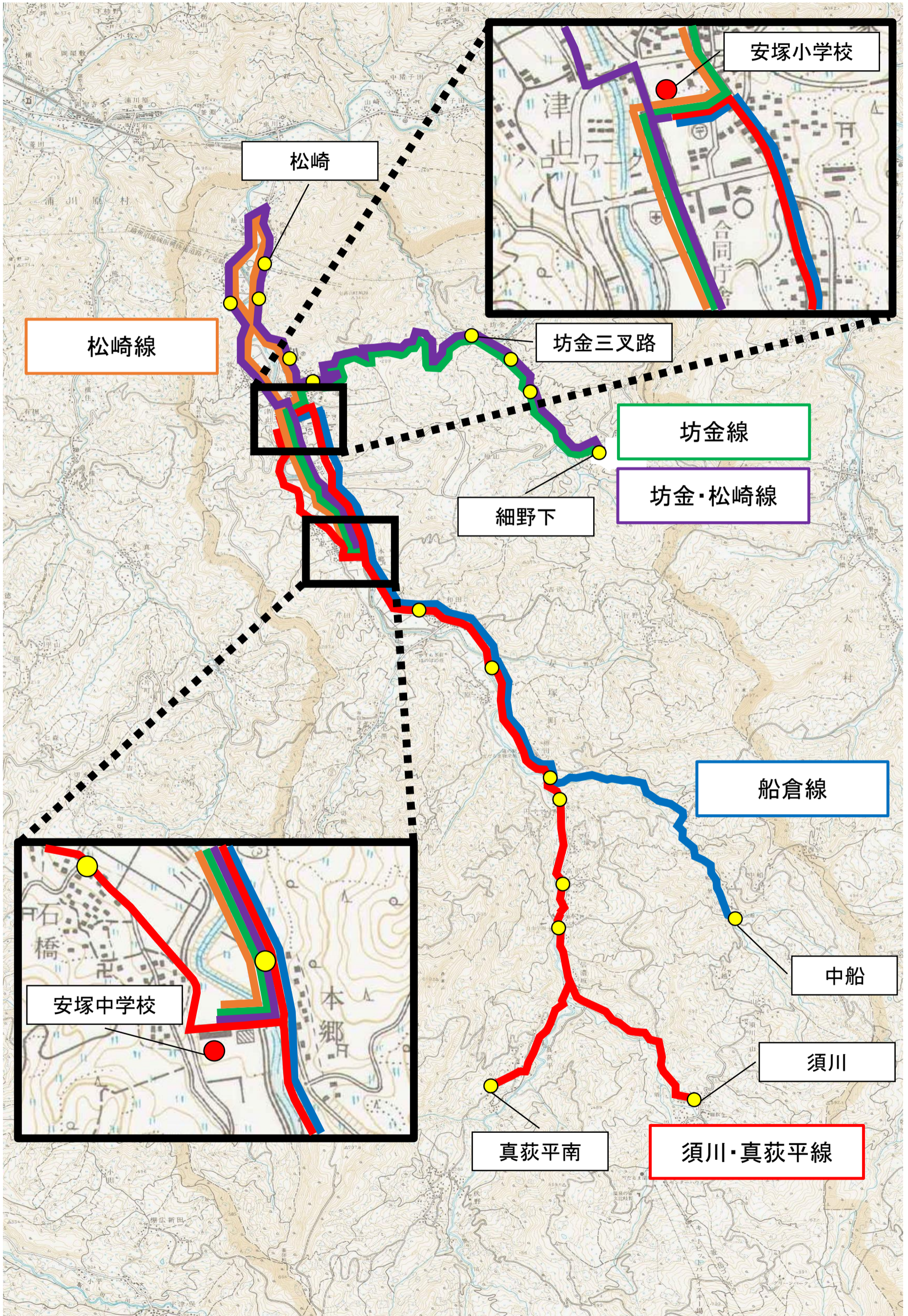
この会則は、平成29年5月24日から施行する。

この会則は、令和元年5月27日から施行し、改正後の上越市地域公共交通活性化協議会会則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

この会則は、令和2年6月18日から施行する。

この会則は、令和3年2月19日から施行する。

安塚区スクール混乗バス 運行路線図(案)



安塚区スクール混乗バス 運行ダイヤ (案)

資料2-2

■登校時

須川・真萩平線	
停留所名	第1便
安塚小学校	7:15
真萩平南	7:29
須川	7:37
二本木	7:44
高沢	7:45
円平坊	7:46
樽田	7:47
大原	7:49
菱神社前	7:52
安塚中学校	7:55
安塚小学校	8:00

■下校時

須川・真萩平線				
停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便
安塚小学校	11:30	15:00	16:05	17:55
石橋集落センター	↓	15:03	16:08	↓
安塚中学校	11:35	15:05	16:10	18:00
本郷	↓	15:06	16:11	↓
菱神社前	11:39	15:09	16:14	↓
大原	11:42	15:12	16:17	↓
樽田	↓	15:14	16:19	↓
円平坊	11:45	15:15	16:20	18:08
高沢	11:46	15:16	16:21	18:09
二本木	11:47	15:17	16:22	18:10
須川	11:54	15:24	16:29	18:17
真萩平南	12:02	15:32	16:37	18:25
安塚小学校	12:16	15:46	16:51	18:39

※石橋集落センター及び本郷は、冬期間のみ運行

■登校時

坊金・松崎線	
停留所名	第1便
安塚小学校	7:08
細野下	7:26
坊金原山入口	7:28
坊金支所前	7:30
坊金三叉路	7:31
安塚幹部交番前	7:37
安塚分校前	7:39
松崎	7:41
松崎三叉路	7:44
板尾	7:47
安塚小学校	7:52
安塚中学校	7:57

■下校時

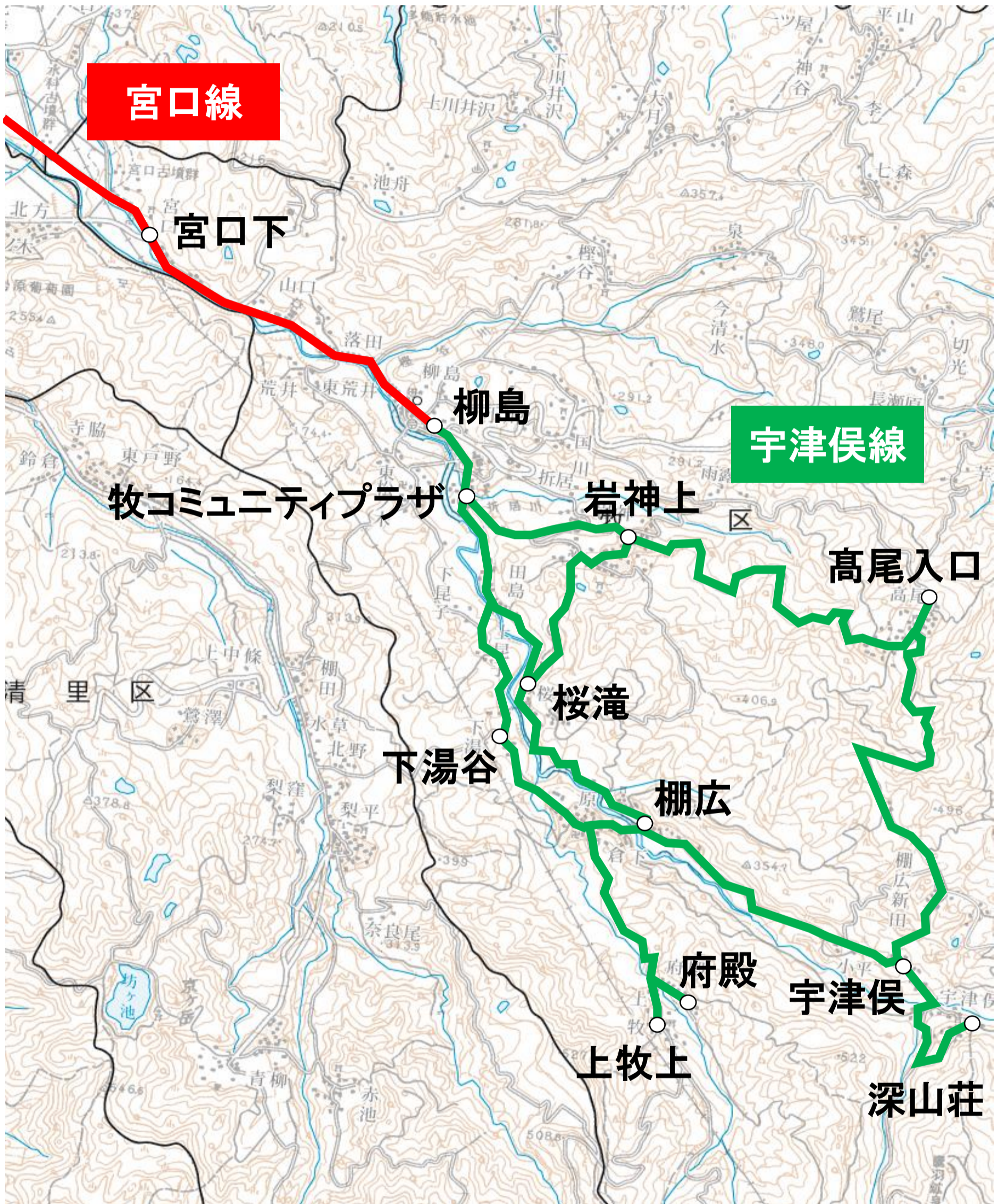
坊金・松崎線 / 坊金線 / 松崎線					
停留所名	第1便	第2便	第3便		第4便
安塚中学校	11:30	15:00	16:05	16:10	17:55
安塚小学校	11:35	15:05	16:10	16:15	18:00
板尾	11:40	15:10	↓	16:20	18:10
松崎三叉路	11:43	15:13	↓	16:23	18:13
松崎	11:46	15:16	↓	16:26	18:16
安塚分校前	11:48	15:18	↓	16:28	18:18
安塚幹部交番前	11:50	15:20	↓	↓	18:20
坊金三叉路	11:56	15:26	16:14	↓	18:26
坊金支所前	11:57	15:27	16:15	↓	18:27
坊金原山入口	11:59	15:29	16:17	↓	18:29
細野下	12:01	15:31	16:19	↓	18:31
安塚小学校	12:19	15:49	16:37	16:31	18:49

■登校時

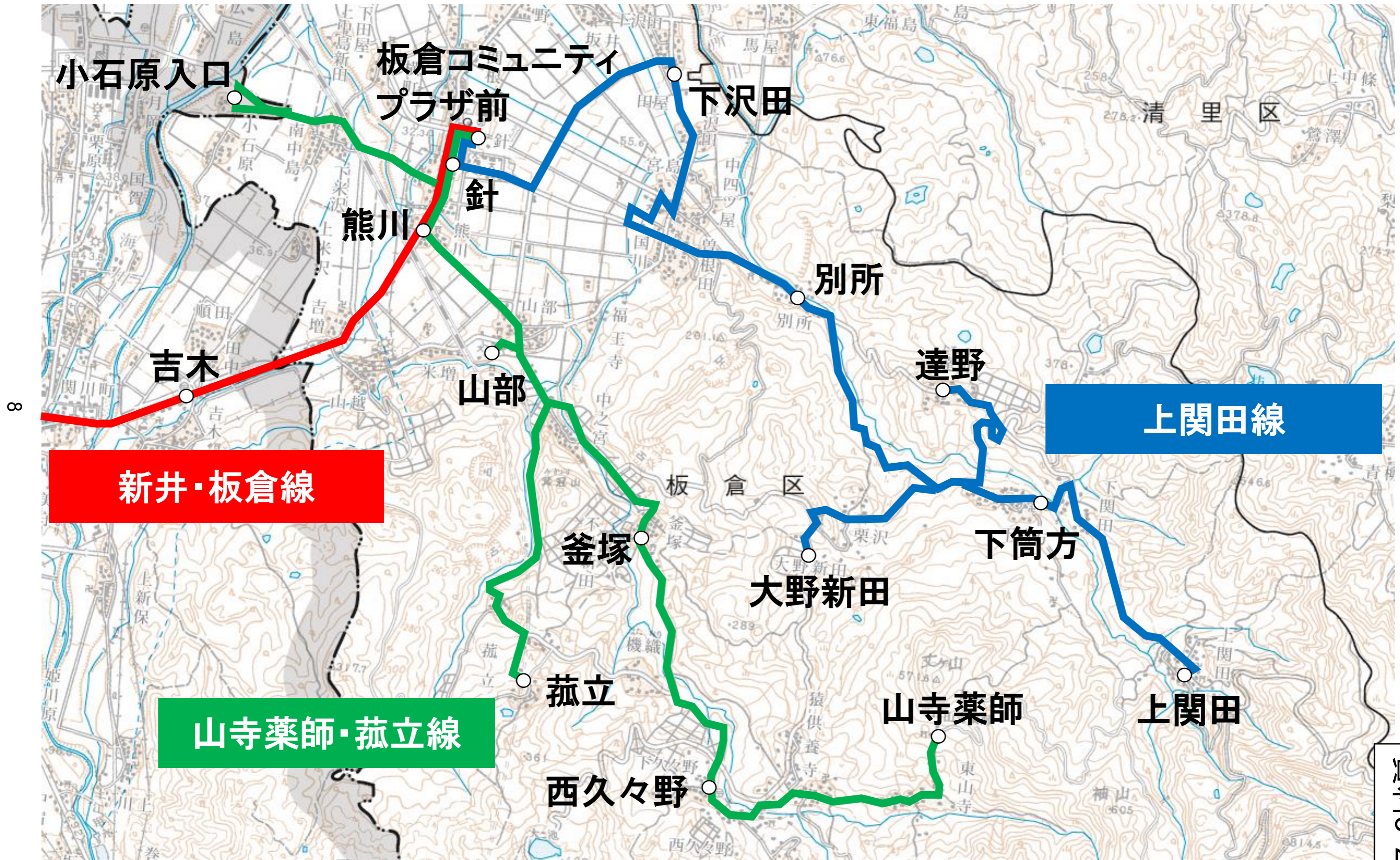
船倉線	
停留所名	第1便
安塚小学校	7:25
中船	7:40
樽田	7:46
安塚小学校	7:55

- ・下校時の第1便は、夏期休校中や課外活動時に運行。
- ・下校時の第2便、第3便及び第4便は、安塚小学校及び安塚中学校の校時に合わせて運行することから、日によって運行する便が異なります。

宮口線、宇津俣線 路線図



新井・板倉線、上関田線、山寺薬師・菰立線 路線図



清里線、櫛池線 路線図

